

令和2年10月23日

山口県経営者協会会長
楠 正 夫 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も求められているところです。

また、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）において11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。

このようなことから、厚生労働省としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年を引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次

有給休暇の取得による連休の実現(プラスワン休暇)等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

その際、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

平成31年4月1日からは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)による改正後の労働基準法(昭和22年法律第49号)において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、さらに、令和2年4月1日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されております。

長時間労働の削減を進めるため、厚生労働省においては、

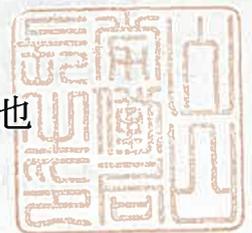
- ① 長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

今後とも、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しへ向け、様々な取組を実施していく方針ですので、引き続き、御協力をお願い申し上げます。

厚生労働省山口労働局

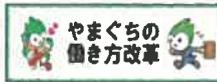
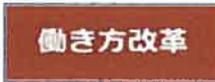
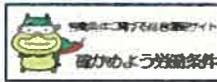
局長 村井 完也



〈山口労働局のホームページにおける掲載箇所〉（現在、設定中です）



働き方改革関係



11月は、「過労死等防止啓発月間」のほか、「しわ寄せ」防止、テレワーク促進などの月間にもなっており、働き方の見直しに向けた取組を進めています。（詳しくはこちら）

「働き方改革サポートオフィス山口」をご利用ください。

○社会保険労務士などの専門家を配置し、中小企業・小規模事業者の方からの働き方改革全般について、電話、メール、来所での相談に対応しています。
ご希望の場合は、専門家が直接企業訪問することも可能で、いずれも無料で実施しています。

「働き方改革サポートオフィス山口」

所在地 山口市吉敷下東1丁目7番37号 アネックス鳳陽B
電話 0120-172-223
メール yamaguchi-hatarakikata@lec-jp.com
【受付時間 9時00分～17:00（土・日・祝日を除く）】

ホームページはこちら



別紙のページへ

(別紙)

働き方の見直しに向けた取組を進めています

厚生労働省では、長時間労働の削減や不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進、さらに働き過ぎによる健康障害やハラスメント防止のほか、自社の働き方改革等による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止といった取引環境に対する取組を進めています。

さらに新型コロナウイルス感染症対策もあって関心が寄せられているテレワーク等新たな働き方について、その促進に向けた周知・啓発も行っています。

11月はこうした取組を集中的に進める月間として設定されており、関連する具体的な取組や参考となる特設サイトを集めましたので、ご覧ください。

- ▼11月は、過労死等防止対策啓発月間です
～今年度の過労死等防止対策推進シンポジウムを宇部市内の会場で開催します～
- ▼11月は、過重労働解消キャンペーン期間です
- ▼「働き方改革説明会」を県内各地で開催しています
- ▼過重労働解消のためのセミナーが開催されています（10月～12月）
- ▼年次有給休暇取得促進を進めています
- ▼11月は、「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です
- ▼11月は、「テレワーク月間」です
- ▼副業・兼業ガイドラインが見直しされました
- ▼複数事業労働者に対する労災給付が見直されました
- ▼短時間・有期雇用労働者に対する同一労働同一賃金が適用されます

～お願い～

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、事業所で積極的に対応いただいております。「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を、それぞれの職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策の検討にご活用ください。